

卸売販売業者の販売品目及び販売先について (施行規則第138条及び平成21年5月8付通知の概要)

- ① 国、都道府県又は市町村長（特別区の区長を含む。）
自衛隊、消防署、拘置所等の施設や予防接種を行う部局等が該当
➡ **医薬品全般販売可能**
(麻薬、覚醒剤原料等は他法令の規制を受けるため、取り扱う際は必要な手続き等を確認してください。)
- ② 助産所の開設者であって助産所で滅菌消毒用医薬品
その他の医薬品を使用するもの
➡ **助産所で使用する滅菌消毒用医薬品その他の医薬品、**
臨時応急の手当として助産師が使用することができる輸液等
- ③ 救急用自動車等により業務を行う事業者
➡ **救急用自動車等に備え付ける医薬品**
救急救命士法施行規則第21条第1号及び救急救命士法施行規則第21条第3号の
規定に基づき指定された医薬品（乳酸リンゲル液、エピネフリン及びブドウ糖液）
医療用酸素、輸液等

(規則第138条、平成21年5月8日付通知)

- ④ 臓器の移植に関する法律の許可を受けた者
 - ➔ **臓器のあっせんに使用する滅菌消毒用医薬品、臓器の保存等に使用される抗生物質、輸液等**

- ⑤ 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等、柔道整復師）の開設者
 - ➔ **施術所で使用する滅菌消毒用医薬品、施術所で認められる処置に使用することができる外用剤**

- ⑥ 歯科技工所の開設者
 - ➔ **歯科技工所で使用する体外滅菌消毒用医薬品、咬合器の調整のために使用するもの及び器具の洗浄のために使用するもの**

- ⑦ 滅菌消毒の業務を行う事業者
 - ➔ **滅菌消毒の業務に使用する滅菌消毒用医薬品**

(規則第138条、平成21年5月8日付通知)

- ⑧ ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の業務を行う事業者
→ **防除の業務に使用する防除用医薬品、体外滅菌消毒用医薬品**
- ⑨ 浄化槽、貯水槽、水泳プールその他これらに類する設備の衛生管理を行う事業者
→ **浄化槽等で使用する体外滅菌消毒用医薬品**
- ⑩ 登録試験検査機関その他検査施設の長
→ **検査に必要な体外診断用医薬品、滅菌消毒用医薬品、試験検査に使用される標準品等**
- ⑪ 研究施設の長又は教育機関の長
→ **動物実験等に使用する医薬品、実習用の医薬品等**

(規則第138条、平成21年5月8日付通知)

- ⑫ 医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造業者
 - ➔ **製造時の原材料として使用される局方医薬品等**
製品検査に使用される体外診断用医薬品等
器具の洗浄に使用される精製水等

- ⑬ 航空法に規定する航空運送事業を行う事業者
 - ➔ **航空法施行規則第150条第2項の規定に基づく医薬品**
(平成12年1月28日制定空事第11号、空航第62号
平成28年8月18日一部改正 国空航第3216号)

- ⑭ 船員法の適用を受ける船舶所有者
 - ➔ **船員法施行規則第53条第1項の規定に基づく医薬品**

⑮ 厚生労働大臣が適当と認めるもの

- ・ ア 地方自治法に規定する一部事務組合が運営する消防署の長、空港又は共用飛行場の施設の長等
 - ➔ **災害等の緊急事態に対処することを目的として備蓄する医薬品**

- ・ イ 医療機器の修理業者
 - ➔ **製品検査に使用する体外診断用医薬品又は器具の洗浄等のために使用する精製水等**

- ・ ウ 輸入品目である医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業者
 - ➔ **製品検査に使用する体外診断用医薬品等**

- ・ エ 潜函業務を行う事業者や有毒物質を取り扱う事業者等の危険な業務を行う事業者
 - ➔ **救護のために備え付ける医療用酸素等又は中毒時に使用する解毒剤等**

・オ 指定訪問看護事業者等

- ➔ 滅菌消毒用医薬品、臨時応急の措置や褥瘡の予防・措置として必要なグリセリン（浣腸用及び外用に限る。）、濃グリセリン（浣腸用に限る。）、白色ワセリン、オリーブ油、生理食塩液、注射用水及び精製水

・カ 食品等の製造業者

- ➔ 製造時の原材料として使用する局方医薬品等、製品検査に使用する体外診断用医薬品等又は器具の洗浄等のために使用する精製水等

・キ 動物飼育施設の長

- ➔ 獣医師の指示書に基づき使用する注射用水等の人畜共通に用いられる医薬品

- ・ク 業務上、感染症の予防等保健衛生を確保するために手指又は皮膚の消毒が必要な事業者
 - ➔ 滅菌消毒用医薬品、臨時応急の措置や褥瘡の予防・措置として必要なグリセリン（浣腸用及び外用に限る。）、濃グリセリン（浣腸用に限る。）、白色ワセリン、オリーブ油、生理食塩液、注射用水及び精製水

- ・ケ 学校の長であって、歯科医師の指示に基づき行う、う蝕予防のために必要な医薬品を使用するもの
 - ➔ 歯科医師の指示に基づき行う、う蝕予防のために必要な医薬品

- ・コ その他②から⑭に掲げるものに準じるものであって、当該医薬品の使用実態等をかんがみ卸売販売業者の相手方として適当と認められるもの